

平成21年度 第1回福島町総合開発審議会 議事録

開催日	平成21年9月29日(火)
出席委員(14名)	平沼竜平、小笠原幸助、笈川和明、阿部國雄、吉村次郎、塚本謙也、堀 繁子、木村末正、中塚徹朗、鶴間弘幸、要田 東、山名 連、住吉数雄、佐々木祥代
欠席委員(2名)	久野寿一、村山和治

出席説明員(16名)	町 長	村田 駿	副 町 長	竹下 泰弘
	教 育 長	丁子谷雅男	総 務 課 長	川岸 勤
	財 務 課 長	花田 春夫	町 民 課 長	鳴海 清春
	住 民 G 参 事	澤田 勝男	建 設 課 長	横内 俊悦
	産 業 課 長	三鹿 菊夫	農 林 G 参 事	工藤 昭一
	商 工 G 参 事	近藤 勝弘	吉岡支所長	極檀 忠男
	教 育 次 長	出羽 修一	生 涯 G 参 事	盛川 哲

事 務 局(4名)	企画 G 参事	出羽 正機	企画 G 主査	住吉 英之
	企画 G 主査	中塚 雅史		

(開会 午後6時00分)

(事務局)

○皆さん、お晩でございます。

本日はお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

今年度は平成22年度から始まる後期実施計画について策定することとしており、新委員の体制となつてから初めての審議会となりますので、審議に入る前に村田町長より委嘱辞令の交付を行い、その後ご挨拶申しあげますので、よろしく願いいたします。

それでは、町長より委嘱辞令の交付を行います。

(町長より出席委員に委嘱辞令を交付)

(事務局)

○辞令の交付が終了しましたので、町長より挨拶をお願いします。

(町長)

○改めて、お晩でございます。

ただ今、委員の皆さんには辞令を交付させていただきました。

先ほど、担当の出羽の方からお話しありましたとおり、平成21年9月1日から平成23年8月31日まで、皆さんに開発審議会委員としてお願いするわけがあります。

福島町の財政状況につきましては、自立プランを策定し策定する段階においては、今日この審議委員の方も何名か入っておりますし、多くの町民の方々の協力を得た中で自立プランの平成21年度までの期間の中で進めて参りました。

財政を良い方向に持っていくということで、事業等についてやはり我慢していただくもの、また職員の給与、あるいは町の方々の負担等、それぞれ100%の納得はできない方もいたと思いますけれども、そういう中で、多くの方々のご理解とご協力によりまして今まで自立プランを進めて参りました。その結果、何度かお話ししてありますとおり、本当は今現在3億5、6千万円くらいの累積赤字、このような福島町の将来見通しでございましたが、結果的に8億5千万円くらいですか、年度末には7千万くらいになるのかなと思っておりますね、それくらいの逆に基金を積み立てることができまして、まず財政的には一安心し、将来に向けたこれからの行政を推進する中で、体制がそれなりにできたなど。ただ願わくば私自身やはり、今自民党政権から民主党政権に変わりました、公共事業を始め、また、後期高齢者の問題等についても2年以内で廃止すると、色々な従来ようやく体制できたものがまた今大幅に変わろうとしてございます。

ですから、職員ともどもどのように変わっていくのか、私どもはやはりそれを十分見据えた中で、町の方々に安心したサービスなり行政の立場の中で対応していかなければならない。そのようなことで日々職員も国の動きには、色々今敏感に動いているところでございます。

いずれにしてもそういう中で、いよいよ福島町の「まちづくり基本条例」、議会は「議会基本条例」もこの4月からスタートいたしました。やはり、「まちづくり基本条例」これは町民の方々が、自ら提案できるこのような条例になっておりますし、私どもはやはり町民の方々と同じ目線で、時にはやはりお話をし提言、苦言、様々なそういう町民の方々の声を生かせるような行政を進めていく、そして協働で取り組む、これがまちづくり基本条例の基本になっているわけございまして、どうぞひとつ、今日は後期実施計画、22年度からの計画を含んだ中で委員の皆さん方にはご審議していただくわけでございます。

何とか、少子高齢化、どんどんどんどん高齢化率が高くなっております。そういう状況の中で、安心しそして元気で過ごしていただけるようなまちづくりを進めるのが、私どもの責務でございまして、また一方ではやはり、産業振興

なり様々な形の中で、税収の底上げもしていかなければならない。

ですから、どうぞひとつ委員の皆さん方におかれましては、それぞれの立場の中で、福島町のこれからの行政を進める中で、やはり気のついたこと等については、本当に忌憚の無い意見としてこういう審議会の中で出していただければ、そしてまた皆さん方から出され提言のあったこと等については、私どもの方でも、取りまとめし最終的に議会の方にも提案する形になるわけでございます。

私自身は、町民が主人公のまちづくりということで、取りくませていただいておりますが、どうぞひとつその辺の意を十分生かせるようなこれからの開発計画の取りまとめをしていただければありがたいなど。

それと合わせまして、ご案内のとおり少子化が進んでいる中で、今年度をもって福島中学校と吉岡中学校が統合ということもあるわけでございます。福島町も大きな変わり目、従来の変わり方と違った極端な変わり目が出てくるわけでございます。また、色々な町としても一定の社会資本の整備等については進めておりますが、やはり福島川の問題等については国の方で見直しするのか、それは非常に今私自身も心配はしているところですが、やはり福島川、大雨の時にはやはり氾濫の危険性があるということで今取り組んでいるわけですから、このことについては、私は国の言うダムの見直しとは全く違う視点で良いのではないかと思いながらも、その辺についてはこれからまた、関係機関の方とも協議を進めて参りたいなどそのように思っております。

どうぞ一つ今日、事務方から説明があることと等も含んで皆さん方の忌憚の無い意見を出していただければ非常にありがたい、そのように思っております。

また、議題の1番目にはこの後「会長の選出及び副会長の任命」ということも一番初めの議題となっていることでもありますので、一番先の議題として皆さん方の合議から推薦なり様々な選出方法があるでしょうけれども、何とか時間のとらない中で決めていただければ非常にありがたいとこのように思っております。

最後になりますけれども、福島町内でも新型インフルエンザの子どもさんが発症した。隣の知内高校に通っている子どもが新型インフルエンザにかかったという状況でございます。ですから非常にこれから油断のできない月になって参ります。あわせて、敬老会の方でもお話をさせていただきましたが、従来やっているインフルエンザのワクチンの投与については、本来は11月からでございますが、地元医歯会の先生方の協力によりまして例年より1か月早く10月からワクチンの投与ができるように話を進めておりますので、そのこともあわせて皆さん方にお知らせ申し上げながら私の開会にあたりましての挨拶に代えさ

せていただきます。

今日は一つよろしく願います。

(出席の遅れた平沼委員に委嘱状を交付)

(事務局)

○それでは早速会議を進めて参ります。会議を進めてまいります。審議会の運営については、福島町総合開発審議会条例第4条第3項の規定により会長が行うこととなっておりますが、改選後初の審議会になりますので、会長の選任も議題となることから会長選出までは町長に進行をお願いいたします。

(町長)

○ただいまの委員さんの出席は、久野委員と村山委員の2名の欠席ですので、半数以上の出席がありますので、条例第6条第2項の規定により会議が成立したことを宣言します。

それでは議題の(1)「会長の選出及び副会長の任命について」を議題といたします。この案件について事務局より説明願います。

(事務局)

○議案のP2議案第1号を説明いたします。総合開発審議会の会長については、福島町総合開発審議会条例第4条第2項の規定により「会長は委員の互選で定める。」となっていることから、会長の選出について議案といたします。

また、副会長については、同条例第4条第4項の規定により「会長が任命する。」となっていることから、ただ今選出される会長に副会長を任命していただきます。

(町長)

○ただ今事務局の方から説明ありましたとおり、条例では、会長は委員の互選、副会長は会長の指名となっておりますので、まず、会長の選出について皆さん方のご意見、あるいはまた選挙の方法等について伺いたしたいと思います。どのように取り進めたらよろしいでしょうか。ご意見ありましたら願います。

(委員)

○推薦で願います。

(町長)

○そのように〇〇委員から発言があったのですけれども、推薦という形で取り進めてもよろしいでしょうか。

(はいとの声あり)

(町長)

○それでは、早速推薦に入ります。どなたか、推薦される方がいればお願いします。

(委員)

○小笠原委員にお願いしたいと思います。

(委員)

○同じです。

(町長)

○前会長の小笠原幸助委員ということで、2名の方から推薦があったわけですが、皆さん方いかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

(町長)

○ありがとうございました。会長には、小笠原委員によろしくお願いします。

(会長)

○お晩でございます。ただ今推薦されました小笠原です。

今年度の総合開発審議会は議案にもありますとおり、基本計画の修正や平成22年度から平成26年度までの後期実施計画を策定することとなっております。

今後の審議については、本年4月に「まちづくり基本条例」が施行されたことから、この「まちづくり基本条例」に基づき、まちづくりの主体である町民と、町民からまちづくりの仕事を託された議会・行政が一体となって「協働によるまちづくり」を進めていくこととなりますので、基本計画の修正や後期実施計画の策定にあたっては、「まちづくり基本条例」の趣旨に基づき我々町民も意見を出し合いながらより良いものにしていきたいと思っておりますので、皆さんの特段のご協力をよろしく申し上げます。

(会長)

○それでは議事を進めて参ります。議案第 1 号の後半部分「副会長の任命」は、会長が任命することとなっているようですので、指名したいと思います。指名された委員の方は速やかに引き受けて欲しいと思います。平沼竜平委員よろしくをお願いします。

議案の第 1 号については、私が平沼委員を副会長に決定しましたので、第 2 号に移ります。

(委員)

○その前によろしいでしょうか質問。条例の関係なのですからけれども、問題は無いのですがこれは毎年検討しているのかどうか。というのは、昭和 43 年ですよね、第 3 条の委員数が 16 名になっていますが、当時から比べると人口数も減っているのですそのあたりは何か検討されたのでしょうか。やはり 16 名でやらないとうまくないとか、人口が減少になっているときなので多少人数が減るのかどうか。そのあたり検討したのかどうか。

(事務局)

○条例の施行は昭和 43 年 3 月 15 日ということになります。条例は、8 条で終わっていますけれども、この後に附則というものがあましてこれまで数回、委員の数だとか条例の中身を検討した経過がございます。その詳しい内容については、ただ今詳しい資料を持ち合わせておりませんのでお答えすることができないのですけれども、今質問があった委員の数等につきましても、これまで何回かは検討してきた状況にあるようでございます。

人口が少なくなってきた中で、委員の数が 16 名ということはどうなのかというところがございますけれども、今回の改選にあたりましては当面 16 名ということで、事務局としては人数を少なくした方が良いのではないのかといった議論は、正直申し上げましてとりあえずは委員 16 名でいった方が良いのではないのかということで、少なくするという議論は行いませんでした。

(委員)

○それは分かりました。

(町長)

○実は、総合開発審議会委員の条例ができたときは、議員も委員として入っていました。そして、当時は議長が会長をやって議員が何名か入っていた。

議会は今度我々がまとめたものを審議する立場にあるものですから、それは

いかななものかと、そういうことで何度も変わってきまして、今は議員が入らない、町民の方に入っていただく、そういう形の中で現在は動いておりますので、今事務局が言ったこととあわせてご理解をしていただければと思います。

(委員)

○当面は16名でいくということですね。ただこの人選をするときに、たぶん事務局の方でご苦労されたのではないかと、人数の関係でなかなか16名確保することが大変であったのではないかという思いが少しあったものですからご質問しました。後は特段ありません。

(会長)

○それでは進めて参ります。議案第2号「各部会の部会長及び副部会長並びに所属委員の指名について」を議題といたします。総務部会と経済部会がございまして、16名の委員の部会分けをしたいと思っておりますので、事務局より説明願います。

(事務局)

○P3 議案第2号「各部会の部会長及び副部会長並びに所属委員の指名について」でございます。部会につきましては、計画策定段階やこれから後期の実施計画等策定していただくこととなりますけれども、その後の見直し作業の中でその所管事業を集中的に審議しなければならない場面が出てくることを想定して部会分けするものであります。

それから、各部会の部会長及び副部会長並びに所属委員については、福島町総合開発審議会運営規則第1条第2項及び第4項でそれぞれ部会長及び副部会長並びに所属委員は「会長が指名する。」こととなっていることから会長に指名していただきます。

(会長)

○それでは私の方から指名いたします。総務部会、部会長に「木村末正委員」、副部会長に「吉村次郎委員」、それと委員として「平沼竜平委員」、「村山和治委員」、「佐々木祥代委員」、「住吉数雄委員」、「鶴間弘幸委員」、「塚本謙也委員」これが総務部会です。よろしく願います。

続きまして経済部会です。部会長に「中塚徹朗委員」、副部会長に「久野寿一委員」、委員としまして私「小笠原」、「笈川和明委員」、「阿部國雄委員」、「要田東委員」、「堀繁子委員」、「山名連委員」こちらが経済部会です。平成23年8月31日までよろしく願います。

これでご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

○異議なしと認めましたので、議案第 2 号の部会分けについてよろしくお願ひします。

それでは、議案第 3 号に移ります。「福島町まちづくり推進会議委員の推薦について」事務局より説明願ひます。

(事務局)

○議案の P4 議案第 3 号でございます。「福島町まちづくり推進会議委員の推薦について」でありますけれども、本年 4 月 1 日から、町民・議会・行政が一緒になって協働のまちづくりを進めるための住民参加のルールや行政運営などの基本的事項を定めた「福島町まちづくり基本条例」が施行され、町民主体の「参画・協働」による行財政を推進するため「福島町まちづくり推進会議」を設置して財政計画や、行政評価、ふるさと応援基金に関する事項などを審議していただくこととなります。

推進会議委員については、当審議会から 4 人を推薦しており、現在財政計画等について「総務教育部会」、「経済福祉部会」に分かれて審議をいただいている最中でございますので、できれば事務局としては、審議の過程にあることから当審議会から推薦する委員については、前任の委員さん全員が今回の審議会委員に就任されていますので、引き続き同じ方を推薦していただければ良いのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひします。

なお、現在推薦されている委員は、「木村末正委員」、「中塚徹朗委員」、「平沼竜平委員」、「阿部國雄委員」であります。

(会長)

○事務局から説明がありましたけれども、今年の 4 月からまちづくり基本条例を進めておりますので、この中に審議会から総務部会、経済部会へ 4 人の委員さんが出ておりますので、引き続き 4 名の方に開発審議会委員としてまちづくり推進会議に出ささせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。よろしいですか。

(異議なしの声あり)



(会長)

○それでは、議案第 3 号は引き続き前任の委員さんをお願いします。  
議案第 4 号の「第 4 次福島町総合開発計画前期実施計画に係る平成 20 年度事業実績について」説明願います。

(事務局)

○議案の P5 でございます。議案第 4 号「第 4 次福島町総合開発計画前期実施計画に係る平成 20 年度事業実績について」でございます。平成 20 年度の前期実施計画に登載された事業の実績であります。当初の計画では、国・道の事業も含んで全体で 66 件、総事業費 16 億 5 千 3 百 36 万 4 千円、そのうち町の一般財源が 2 億 6 百 56 万 6 千円の事業が登載され、その実績については、件数が 61 件、総事業費 11 億 1 千 6 百 65 万 6 千円、町の一般財源が 1 億 6 千 40 万 4 千円となっております。

総合開発計画の施策の体系による項目別の実績については、記載のとおりとなっております。

次に、P6 お願いします。町が事業主体で事業費の変動が大きかった事業、事業費の増減が 300 万円以上の事業ということで載せてございますけれども、資料の訂正をお願いします。「公費造林事業」については、北海道の事業となりますので、削除してください。

続いて説明いたします。商工グループの「横綱記念館大型映像システム整備事業」、「横綱記念館映像ソフト作成事業」については、事業の見直しなどにより事業未実施となっているものであります。

「吉岡温泉改修事業」については、事業実施年度の見直しにより減となっております。

「健康診査等事業」については、検診制度改正により対象者が減となったことに伴う事業費の減でございます。

「し尿処理施設整備事業」については、H22 年度から事業実施することとしていることから事業費減となっております。

「ごみ処理施設整備事業（設備機器オーバーホール）」については、事業量の減に伴い事業費が減となっております。

水道関係につきましては、「水道メーター器更新事業」は事業量の減、後は、事業内容を見直したことによる事業費の減となっております。

(会長)

○それでは、議案第 4 号のただいま説明のありました、前期実施計画実績の説明が終わりましたので、皆さんからご質問があったら受けたいと思います。

何かご質問ございませんか。

(なしとの声あり)

(会長)

○よろしいですか。それでは、議案第 5 号に移りたいと思います。

「第 4 次福島町総合開発計画基本計画の修正について」を議題とします。事務局より説明願います。

(事務局)

○議案の P7 は資料 1 ということになってございますので、別冊の資料 1 基本計画の修正案ということで別冊の資料が今回の会議の通知と一緒に皆さんのところにいっていると思いますけれども、お手元にごございますでしょうか、なければ事務局に予部がございますのでお配りいたします。

手元に資料 1 があるということで、説明を続けさせていただきたいと思えます。それでは、「第 4 次福島町総合開発計画基本計画の修正について」別冊になりますけれども、まず、今回新しく審議会の委員になられた方もいらっしゃいますので、議案の説明に入る前に、総合開発計画について若干の説明をいたします。

福島町では総合開発計画と言っているのですけれども、一般には総合計画と、総合計画については、地方自治法第 2 条第 4 項に「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」と定められており、これに基づき市町村が策定する計画が総合計画となります。

現在の第 4 次福島町総合開発計画につきましては、計画期間が平成 18 年度から平成 26 年度の 9 年間で、基本構想・基本計画それと実施計画で構成されておりまして、基本構想・基本計画を実現するための具体的施策が、実施計画という位置付けとなっております。平成 18 年度から平成 21 年度までの期間を前期実施計画、平成 22 年度から平成 26 年度までを後期実施計画とします。後期実施計画につきましては、議案第 6 号で審議していただくこととなります。また、実施計画については、毎年、財政状況や社会情勢を踏まえながらその時々状況に応じ見直しを図ることとしており、それがローリングという作業で皆さんに審議をしていただいております。

それでは、基本計画の修正について説明いたします。別冊資料 1 になりますのでよろしく願います。

基本計画については、平成 18 年度から平成 26 年度までの 9 年間で計画期間としておりますが、今回後期実施計画の策定にあたり、基本計画の内容が現状にマッチしていないものや事業計画を企画・立案するにあたり修正や追加する事項等について見直しを図りました。また、町議会においては、本年 4 月施行のまちづくり基本条例の規定に基づき、総合開発計画に対し政策の提言・提案を予定しているとのことでもありますので、それらについては提言・提案があった後に再度皆様に協議をお願いしたいと思っております。

まずは、町による基本計画の修正内容について説明します。修正内容については、資料も事前に配布していることから簡単に説明します。

それでは、別冊資料 1 の P1、「水産業」であります、藻場造成や漁場の環境保全を図るため、P2 の「主要施策の方向」ということで P1 の下段から P2 にかけて記載してございますけれども、その藻場の造成や環境保全を図るということで「主要施策の方向」にそういった文言を追加しているものでございます。それから、漁業後継者や新規就労者の育成や支援について、文言整理を行っております。

続きまして、P3 から P4 にかけての「農畜産業」であります、「現況と課題」、「基本目標」、「主要施策の方向」について、現状と今後の事業展開にマッチするよう全体的な見直しを行っております。

続きまして、P5 をお願いします。「公共交通」であります、松前線の廃止に伴いまして昭和 63 年度から代替バスということで、乗合バス事業者により運行がされているところでございますけれども、その内容について現状の運行状況等にあわせた文言等の整理を行っております。

続きまして P6 をお願いします。まず、上段の①上水道でありますけれども、今後予定している浄水場施設、中央監視装置の更新、それから国や北海道の事業実施に伴う水道管の移設などについて追加しております。

それから、同じ P6 下段の下水道でございますけれども、現在当町における生活排水処理については、今後市町村設置型の浄化槽整備事業などにより生活環境の向上を図ることと考えておりますので、それらにあわせて基本目標を修正しているものでございます。

続いて、P7 をお願いします。「情報通信」であります、皆さんもすでにご存じだと思いますけれども、地上デジタル放送については現在福島中継局、白符中継局のデジタル化に対応した整備が現在進められているところですので、現状にあわせた修正を行っております。

続いて P8 になるのですが、「主要施策の方向」2 の「テレビ・ラジオ・電話」の欄なのですが、地上デジタル放送移行に伴い町としても高齢者世帯や障害者世帯に対する受信機器購入の際の支援や難視聴地域ということで、現在

でもアナログ電波を受けても福島町の地域の中で見えにくいといった地域がございますので、これがデジタル放送に移行することによりまして、そういったところの状況がどうなるのかということが不安視されておりますので、その難視聴地域における対策について図ることとしておりますので、その内容を修正しているものでございます。

ちなみにデジタル放送につきましては、2年後の7月24日までに完全移行されるということになりますので、それまでに対策を図っていかなければならないというような状況になってございます。

続きまして P9「消防」でございますけれども、「現況と課題」について現状にあわせた内容に修正しております。それと、「主要施策の方向」では、住宅用火災警報器の設置が法律により義務付けられたこと、「現況と課題」の中でも触れているのですけれども、救急救命士の確保・養成が困難な状況にあることから、追加・修正するものであります。

続いて P10の「学校教育」でございます。「現況と課題」についてでございますけれども、幼児教育のあり方や学校統合、福島商業高等学校の存続等について現状を修正しております。それから「主要施策の方向」については、福島町単独による、これまでの計画では広域での学校給食センターの整備ということで、計画をしていたところでございますけれども、この広域の整備につきましてはなかなか実現だということを踏まえまして、福島町単独による学校給食センターの整備ということで修正をしているものでございます。

続きまして P11「文化財」については、文言を整理してございます。

P12をお願いします。P12からP13にかけて「高齢者福祉」ということになってございますけれども、「現況と課題」については、まず、直近の高齢者人口、平成21年8月末でまとめておりますけれども、その人口へ修正しております。

それから、一人暮らし高齢者世帯等に対する現況と課題、支援策、これらについて修正を行っております。一人暮らしの高齢者や災害時に要援護者となる高齢者、障害者等に対する支援、これらについて「主要施策の方向」に追加をしているものでございます。

P14をお願いします。P14と下のP15に続いて「障害者福祉」を記載してございますけれども、P15のところを削除と記載しているところなのですけれども、修正前の基本計画の「主要施策の方向」の3の「災害弱者と言われる障害者・・・」というところを削除してございますけれども、こちらにつきましては、前のページのP14「高齢者福祉」のところの主要施策の4のところ「高齢者、障害者など」ということで、これらに関係なく災害時要援護者に対する避難等の体制づくりについて追加で修正しているものでございますので、あえ

てこの「障害者福祉」のところでは、同じようなものを謳わずこの部分は削除したということでございます。

続きまして P16 をお願いします。「福祉推進体制」についてでございますけれども、福祉サービスを必要とする高齢者等が増えている現状において、町としてはこれらの問題については、地域全体の問題として取り組むこと、それに対応した基本目標、地域福祉計画の策定などの主要施策の方向についてひつようなところの修正を図ったということでございます。

続いて P17 の「保健予防」であります。昨年策定した「いきいき健康ふくしま 21」に基づき重点目標、「いきいき健康福島 21」の中には、5つの分野別の重点目標を掲げておりました。その重点目標の達成に向けて健康づくりの施策の展開に努めるという内容に修正しております。「主要施策の方向」等では、がん検診など、早期発見に努めて医療費の抑制ということで、町の方としては取り組みを進めているところでございますので、そういったものについて追加を行ったものでございます。

次 P18 をお願いします。P18 の「財政の健全運営」については、今年度までの自立プランによりまして健全な財政運営に努めきたところ、当初予定されていた累積赤字も回避されてきたところであり、その後においても、まちづくり基本計画に定める財政計画を策定し、持続可能な財政運営に努めるとその旨を後期実施計画期間においてやっていくということになるので、そういったところを基本計画の中で修正したところでございます。

最後になりますけれども、P19 の「広域行政の推進」でございます。こちらにつきましても、「主要施策の方向」のところを修正しているわけですが、これまでは広域行政圏施策というものが国で定められておりました。渡島管内全市町村が入って渡島広域市町村圏というものを形成してございました。広域行政圏施策の廃止に伴いまして、今後の渡島広域市町村圏の取り扱い等について、全道や全国にも同じような広域市町村圏がございますので、これらの動向、それと広域市町村圏施策に代わる定住自立圏構想というものも国の方から打ち出されてきたことから、そういったものの検討などを踏まえながら、渡島広域市町村圏を構成している市町ともに協議を進めていくといった内容で修正をしているところでございます。

以上で説明を終わります。

(会長)

○事務局の説明が終わりましたが、説明にあったとおり「まちづくり基本条例」に基づく総合開発計画の提言が議会からも出てまいります。審議会においては、それらを含め一括審議をしたいと思っておりますので、議会からの提案がなされた後

に再度基本計画の修正について審議をお願いしたいと思いますので、議案第 5 号に対する皆さんからの意見・質疑等については、次回の審議会以降とし、議案第 5 号についてはこの辺で、説明のみで終了したいと思います。

よろしいでしょうか。

(はいとの声あり)

(会長)

○また、議案第 6 号についても、各部会に分かれていただき次回以降に審議していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長)

○その他何かございませんか。

(副町長)

○修正についてですけれども、議案は事前に配布しておりますし、ただいま説明しましたけれども、この次の時まで委員各自の意見がありましたらお願いします。

(会長)

○資料の 1 につきましては、ただいま説明しましたけれども、これを熟読しまして次回皆さんからの有意義な質疑・ご意見をいただきたいと思います。

よろしく願いします。

(会長)

○他にございませんか。

それでは、次回は 5 の「基本計画の修正」と 6 の「第 4 次福島町総合開発計画後期実施計画」について審議していただきたいと思います。

事務局その他何かありましたら。

(事務局)

○次回の会議ですが、次回の会議は基本計画の修正の審議と、実施計画については基本計画の修正の審議が終了してからのですので、各部会に分かれて審議していただきます。議事進行は各部会長さんが進めることとかがえておりますので、よろしく願いします。

我々事務局や説明委員の方も二手に分かれて、特別職については、町長が経

済部会、副町長・教育長が総務部会に入っていただく予定をしております。それから、管理職については、総務部会（行財政・民生教育）と経済部会（産業・建設）に分かれ、意見なり質疑を受けるということになります。我々事務局については、二手に分かれて部会長さんのフォローすることとなりますので、よろしくをお願いします。

それと実施計画の資料ですけれども、こちらについても次回までにお目通ししていただきたいと思えます。

先ほど副町長からもありましたけれども、基本計画の修正につきましては、皆さんから広く意見を我々としてはお聞きしたいと、そういったものを計画に反映させていきたいと考えてございますので、それらにつきましても目を通していただいて、ご意見やご質問等、後委員さんからの提言といったものがあれば計画に反映していきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

次の会議の予定についてなのですけれども、10月の下旬になると思えます。これにつきましては、色々日程を調整させていただきまして、再度皆さんにご連絡していきたいと思えます。

最後になるのですけれども、審議会はこの1回目を含めまして3回くらいの予定をしていたところでございますけれども、状況によっては4回になる場合もあるかなと思ってございますので、その辺もご理解いただいてご審議していただきたいと思えます。

事務局からは、以上でございます。

（会長）

○それでは、これをもちまして平成21年度第1回総合開発審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

（閉会 午後7時00分）